

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

短期給付制度の改正について (通知)

地方公務員等共済組合法施行令の一部改正により、公立学校共済組合の短期給付制度が下記1及び2のとおり改正されましたので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

また、下記3については、平成25年2月20日付け公共鹿第896号「短期給付事業における附加給付の見直しについて (通知)」で通知したとおりですが、組合員への影響が大きいことから、重ねて貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

1 出産費等の見直し (平成27年1月分娩分から)

出産費 (家族出産費を含む。以下同じ。) は、産科医療補償制度の導入に伴い、平成21年1月から1分娩 (胎児) 当たり3万円の加算措置が創設されたところであるが、平成27年1月分娩分から、産科医療補償制度の掛金額が3万円から1万6千円へ引き下げられたため、加算額 (掛金相当額) についても3万円から1万6千円へ引き下げられた。

また、これに伴い、本来の出産費が39万円から40万4千円へ引き上げられた。したがって、共済組合からの給付額の内訳は、次の表のとおりである。

【改正前】平成26年12月分娩分まで

【改正後】平成27年1月分娩分から

産科医療補償制度	出産費 ①	加算額 ②	給付額 ①+②		産科医療補償制度	出産費 ①	加算額 ②	給付額 ①+②
適用分娩の場合	39万円	3万円	42万円	➡	適用分娩の場合	40万4千円	1万6千円	42万円
非適用分娩の場合	39万円	0円	39万円	➡	非適用分娩の場合	40万4千円	0円	40万4千円

※ 加算額(②)は、産科医療補償制度適用分娩の場合 (当該制度に加入している医療機関等で在胎週数22週以降に出産 (死産を含む。)した場合) に、出産費(①)に加算して支給する。

【参考】産科医療補償制度

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償等を行う制度である。補償金の財源は分娩医療機関等が支払う掛金であり、運営組織は公益財団法人日本医療機能評価機構である。この掛金は、分娩費用として分娩医療機関等が妊産婦へ負担を求めているが、妊産婦が加入する医療保険者 (共済組合等) から給付される出産費に掛金相当額が加算して支給されるため、実質的な負担は生じない。

このたび、制度の見直しが行われ、平成27年1月分娩分から、掛金額と併せて補償対象基準についても次のとおり改正された。

- ・在胎週数：33週以上から32週以上へ変更
- ・出生体重：2,000グラム以上から1,400グラム以上へ変更

2 高額療養費制度等の見直し（平成27年1月診療分から）

組合員又は被扶養者が療養に要した1か月の医療費の自己負担額が、一定の額（療養者の年齢や組合員の所得水準により定められた自己負担限度額）を超えたときは、その超えた額を、医療保険者（共済組合等）が高額療養費として給付している。

このたび、高額療養費の所得区分を細分化するとともに、負担能力に応じた負担となるよう自己負担限度額を見直し、平成27年1月診療分から次のとおり改正された。

- (1) 高額療養費の自己負担限度額を見直し、70歳未満の者の所得区分が、次の表のとおり、現行の3区分から5区分へ細分化された。

【改正前】平成26年12月診療分まで

給料月額	高額療養費自己負担限度額
上位所得者 42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	150,000円+(医療費-500,000)×1% 【多数回該当の場合 83,400円】
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	80,100円+(医療費-267,000)×1% 【多数回該当の場合 44,400円】
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 【多数回該当の場合 24,600円】

【改正後】平成27年1月診療分から

給料月額	高額療養費自己負担限度額
66万4千円以上 (特別職 83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000)×1% 【多数回該当の場合 140,100円】
42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	167,400円+(医療費-558,000)×1% 【多数回該当の場合 93,000円】
22万4千円以上 (特別職 28万円以上)	80,100円+(医療費-267,000)×1% 【多数回該当の場合 44,400円】
22万4千円未満 (特別職 28万円未満)	57,600円 【多数回該当の場合 44,400円】
低所得者 (住民税非課税)	改正前と同じ

※ 直近12か月間に既に3回以上高額療養費の支給(限度額適用認定証等による現物給付を含む。)を受けている場合は、4回目からは多数回該当になる。

(給付例1)給料月額が43万円である組合員の1か月に要した医療費が100万円である場合

【改正前】平成26年12月診療分まで

窓口支払額①	300,000円 (医療費の3割)
高額療養費給付額 ①-②	145,000円
高額療養費自己負担限度額 ②	155,000円

②=150,000円+(医療費1,000,000円-500,000円)×1%

【改正後】平成27年1月診療分から

窓口支払額①	300,000円 (医療費の3割)
高額療養費給付額 ①-②	128,180円
高額療養費自己負担限度額 ②	171,820円

②=167,400円+(医療費1,000,000円-558,000円)×1%

(給付例2)給料月額が22万円である組合員の1か月に要した医療費が100万円である場合

【改正前】平成26年12月診療分まで

窓口支払額①	300,000円 (医療費の3割)
高額療養費給付額 ①-②	212,570円
高額療養費自己負担限度額 ②	87,430円

②=80,100円+(医療費1,000,000円-267,000円)×1%

【改正後】平成27年1月診療分から

窓口支払額①	300,000円 (医療費の3割)
高額療養費給付額 ①-②	242,400円
高額療養費自己負担限度額 ②	57,600円

②は定額

※ 高額療養費は、後日、共済組合から自動給付される。

また、限度額適用認定証等を医療機関等の窓口で提示すると、窓口支払額①が、高額療養費自己負担限度額②へ軽減される。この場合、共済組合は、高額療養費を医療機関等へ直接支払う。

※ 当共済組合では、なお残る負担額(②)に対して、更に附加給付(一部負担金払戻金等)を給付する。

(注) 特定疾病に係る高額療養費の自己負担限度額については、現行どおりである。

特定疾病	高額療養費自己負担限度額	
人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全	70歳未満で給料月額が 42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	2万円
	上記以外	1万円
血漿分画製剤を投与している血友病	1万円	
抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群		

- (2) (1)の所得区分の細分化に伴い、医療機関等における窓口支払額を軽減するための限度額適用認定証（低所得者の場合は限度額適用・標準負担額減額認定証。以下「認定証」という。）の適用区分欄に記載する記号が、次の表のとおり改正された。

【改正前】平成26年12月診療分まで

【改正後】平成27年1月診療分から

給料月額	適用区分表記	給料月額	適用区分表記
上位所得者 42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	A	66万4千円以上 (特別職 83万円以上)	ア
		42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	イ
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	B	22万4千円以上 (特別職 28万円以上)	ウ
		22万4千円未満 (特別職 28万円未満)	エ
低所得者 (住民税非課税)	C	低所得者 (住民税非課税)	オ

(注) 1 現在交付している認定証の有効期限は、最長平成26年12月31日までとしているので、有効期限が到来した認定証は、速やかに共済組合へ返納すること。

なお、返納すべき認定証を紛失等しているときは、「組合員証等滅失届〔整理番号3-2〕」を提出すること。

2 平成27年1月以降も認定証の交付を希望する場合は、新たに「限度額適用認定申請書〔整理番号40〕」により共済組合へ申請すること。

なお、1月に昇給がある場合は、当該申請書に昇給後の給料月額を記入して申請すること(給料月額により高額療養費の自己負担限度額が異なるため。)

- (3) 高額介護合算療養費の自己負担限度額を見直し、70歳未満の者の所得区分が、次の表のとおり、現行の3区分から5区分へ細分化された。

【改正前】平成26年12月診療分まで

【改正後】平成27年1月診療分から

給料月額	高額介護合算療養費自己負担限度額	給料月額	高額介護合算療養費自己負担限度額	
			経過措置 (H26.8~H27.7)	改正後 (H27.8~)
上位所得者 42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	126万円	66万4千円以上 (特別職 83万円以上)	176万円	212万円
		42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	135万円	141万円
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	67万円	22万4千円以上 (特別職 28万円以上)	67万円	67万円
		22万4千円未満 (特別職 28万円未満)	63万円	60万円
低所得者 (住民税非課税)	34万円	低所得者 (住民税非課税)	改正前と同じ	改正前と同じ

【参考】高額介護合算療養費

組合員又は被扶養者の医療費と介護費用が高額になった世帯の負担を軽減するため、医療保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の年間（前年の8月1日からその年の7月31日までの1年間）の合計額が一定の額（上記表の高額介護合算療養費自己負担限度額）を超えたときは、その超えた額について医療保険及び介護保険の自己負担額（利用者負担額）の比率に応じて、医療保険に係る分については、組合員からの請求に基づき、共済組合が高額介護合算療養費を支給する。

また、介護保険に係る分については、介護保険者（市区町村）から支給される。

3 附加給付の見直し

(1) 一部負担金払戻金等の自己負担限度額の引上げ（平成27年4月診療分から）

一部負担金払戻金（家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金を含む。以下同じ。）の自己負担限度額（基礎控除額）を2万5千円（世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は5万円）として給付しているところであるが、平成27年4月診療分から、給料月額が42万4千円以上の組合員（上位所得者該当者）については、5万円（世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は10万円）へ引き上げる。

したがって、一部負担金払戻金を給付する際の自己負担限度額（基礎控除額）は、次の表のとおりである。

【改正前】平成27年3月診療分まで

【改正後】平成27年4月診療分から

給料月額	一部負担金払戻金(※) 自己負担限度額	給料月額	一部負担金払戻金(※) 自己負担限度額
上位所得者 42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	2万5千円 (世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は5万円)	66万4千円以上 (特別職 83万円以上)	5万円 (世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は10万円)
		42万4千円以上 (特別職 53万円以上)	
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)		2万5千円 (世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は5万円)	22万4千円以上 (特別職 28万円以上)
低所得者 (住民税非課税)	22万4千円未満 (特別職 28万円未満)		
		低所得者 (住民税非課税)	

※ 家族療養費附加金及び家族看護訪問看護療養費附加金を含む。

(給付例) 給料月額が43万円である組合員の1か月に要した医療費が100万円である場合

【改正前】平成27年3月診療の場合

窓口支払額①	300,000円 (医療費の3割)	
高額療養費給付額 ③(=①-②) 128,180円	一部負担金払戻金給付額 ④ 146,800円	最終自己負担額 25,020円

高額療養費自己負担限度額② 171,820円

高額療養費自己負担限度額② = 167,400円 + (医療費1,000,000円 - 558,000円) × 1%
一部負担金戻金給付額④ = ② - 25,000円 (一部負担金払戻金自己負担限度額)
(給付額は100円未満切捨て)



【改正後】平成27年4月診療の場合

窓口支払額①	300,000円 (医療費の3割)	
高額療養費給付額 ③(=①-②) 128,180円	一部負担金払戻金給付額 ④ 121,800円	最終自己負担額 50,020円

高額療養費自己負担限度額② 171,820円

高額療養費自己負担限度額② = 167,400円 + (医療費1,000,000円 - 558,000円) × 1%
一部負担金戻金給付額④ = ② - 50,000円 (一部負担金払戻金自己負担限度額)
(給付額は100円未満切捨て)

(2) 結婚手当金の廃止（平成27年4月結婚分から）

結婚手当金は、4万円を給付しているところであるが、平成27年4月1日以降の結婚分から給付金を廃止する。

なお、平成27年3月以前の結婚分については、同年4月以降も組合員からの請求に基づき給付するが、給付金の請求権は給付事由が生じた日の翌日から起算して2年を経過すると時効により消滅するので、速やかに請求すること。

問合せ先

年金給付係 担当 若松・橋山・上之蘭 (かみのその)

電話 099-286-5220